

特許（登録）証

令和 6年 1月26日

特許 太郎 様
登録証件数 5件

特許証、登録証の送付通知になります。

<注意>

本通知の徴収金額（支払額）※と納付金額（適正額）をご確認ください。
多く払いすぎた場合は、「既納特許（登録）料返還請求書」を提出することで過誤納の特許（登録）料の返還を受けることができます。

ただし、納付した日から1年を経過した後は請求することができないため、ご注意ください。

※納付書（補充）が提出されている場合の徴収金額は、本通知からはわからないため、ご自身にて提出書類や納付照会等をご確認ください。

<お問い合わせ先>

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

- ・お問い合わせ受付時間：平日9時00分から17時30分まで
（土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除きます）

特許庁審査業務部登録室設定担当

電話番号：<代表>03-3581-1101

（内線番号は次のとおりです）

- 「特許権」の特許証について：内線2707
- 「実用新案権」の登録証について：内線2709
- 「意匠権」の登録証について：内線2710
- 「商標権」の登録証について：内線2713

この通知に関するお問い合わせがございましたら、上記の各担当までご連絡ください。

電話 03(3581)1101 内線――